

平成 2 年 4 月 1 日 制 定

平成 1 2 年 4 月 1 日一部改定

平成 1 6 年 4 月 1 日一部改定

平成 1 7 年 4 月 1 日一部改定

平成 2 1 年 4 月 1 日一部改定

平成 2 5 年 4 月 1 日一部改定

令和 4 年 4 月 1 日一部改定

土木工事施工管理基準

令和 4 年 4 月

大田区都市基盤整備部

土木工事施工管理基準

目 次

工事施工管理基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
----------------------------------	---

別表—1 出来形管理基準

※土木施工管理基準（東京都建設局）を準用する。

別表—2 品質管理基準

※土木施工管理基準（東京都建設局）を準用する。

提出様式

※土木施工管理基準（東京都建設局）を準用する（ただし「() 記録の報告書」については、受注者等提出書類処理基準・同実施細目の様式を使用する。なお、各提出様式への押印については現場代理人等の私印に関し、省略できるものとする。）。

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
------------------------------	---

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、「東京都土木工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。） 1. 3. 5に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

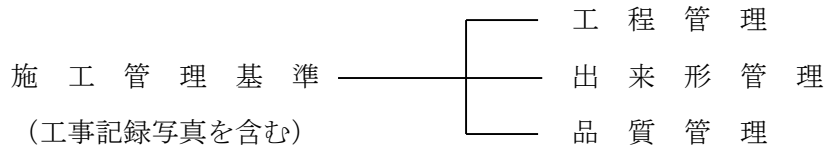
1. 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、大田区都市基盤整備部が発注する土木工事等について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、特記仕様書の定めによるものとする。

3. 構成



4. 管理の実施

4-1 工程管理

受注者は、工程の管理については、標準仕様書 1. 2. 3に規定する施工計画書に基づき、適切に行わなければならない。

4-2 出来形管理費

(1) 受注者は、出来形の管理（測定・試験等）については、工事の施工と並行して、別表一 1 の出来形管理基準に基づき、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(2) 出来形管理は設計値を目標として行うものとし、出来形管理基準により測定（試験）した実測値は、すべての規格値を満足しなければならない。

4-3 品質管理

(1) 受注者は、品質の管理（測定・試験等）については、工事の施工と並行して、別表一 2 の品質管理基準に基づき、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(2) 品質管理は、東京都建設局土木材料仕様書又は特記仕様書等に定める品質規格値を目標とし

を行うものとし、品質管理基準により測定（試験）した実測値は、すべて規格値を満足しなければならない。

4-4 工事記録写真管理

受注者は、工事記録写真の管理を標準仕様書 1. 3. 11 及び大田区工事記録写真撮影基準に基づき、適切におこなわなければならない。

5. 管理項目及び方法

5-1 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行わなければならない。

ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事については、監督員の承諾を得たうえで省略できるものとする。

5-2 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び管理基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形図、測定結果表等を作成し管理しなければならない。

5-3 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める、試験項目、試験方法及び管理基準により管理し、その管理内容に応じて、測定記録、各種報告書等を作成し管理しなければならない。

5-4 工事記録写真

受注者は、工事記録写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を大田区工事記録写真撮影基準により撮影し、工事記録写真帳に整理しなければならない。

6. 記録の提出

(1) 受注者は、測定（試験）等の結果については、施工管理記録（測定結果表、各種報告書、工事記録写真、試験成績表、品質証明書等）を工事と並行して作成し、適切な管理のもとに保管し、監督者の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- (2) 受注者は、工事が完了したときは、施工管理記録を取りまとめ、速やかに監督員に提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- (3) 施工管理記録の提出に当たっては、別に定めるものを除き、大田区受注者等提出書類処理基準・同実施細目の別記様式工第 113 号「() 記録の報告書」に参考様式（測定結果表、各種報告書等）、試験成績表、品質証明書等を添付するものとする。その際、現場代理人の押印は省略できるものとする。

7. 是正措置

7-1 工程管理

受注者は、全体及び重要な工種の工程に遅れが生じたときは、直ちに原因を究明し、改善策を立案して監督員と協議すること。

7-2 出来形及び品質管理

- (1) 受注者は、測定（試験）値が、設計（規格）値に対し偏向を示したり、バラツキが大きい場合は、直ちに原因を究明し、その改善を図ること。
- (2) 受注者は、測定（試験）値が、規格値を外れた場合は、直ちに原因を究明し、その改善策を講じて、監督員に報告のうえその指示を受けること。

7-3 工事記録写真

受注者は、工事記録写真について、撮影後に当初の目的を満たしていないことが判明した場合には、直ちにその改善策を講じること、

付則 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

参 考 資 料

別紙一1 注意事項

(1) 施工管理記録の保管

(2) レディーミクストコンクリート・アスファルト混合物等の取扱い

注 意 事 項

(1) 施工管理記録の保管「標準仕様書1. 3. 5 (7)」

「大田区受注者等提出書類処理基準・同実施細目」にある別記様式工第113号及び参考様式1～8、出来形図等の出来形管理資料、試験成績表等の品質管理、工事記録写真等の施工管理記録は、工事主管課の監督担当部署で保管する。

(2) レディーミクストコンクリート・アスファルト混合物等の取扱い

1) レディーミクストコンクリート

① 配合報告書

参考様式—6 (JIS A 5308 と同じ) による配合報告書を提出させる。

確認に当たっては、試験練りによらず、書類によることを原則とする。ただし、特に重要なもの場合は、同配合の最近の品質管理データによるか、特記仕様書に試験練りを行わなければならないことを明記し、それに基づき試験練りを実施して、その結果により確認する。

② コンクリート搬入打設状況報告書

搬入車1台毎の運搬・打設時間等について、参考様式—7の「コンクリート打設状況報告書」により報告を受け確認する。

2) アスファルト混合物及びアスファルト処理混合物

① 配合報告書

参考様式—4による配合報告書を提出させ承諾する。

試験練りについては行わないことを原則とする。ただし、必要な場合は、特記仕様書に試験練りを行うことを明記し、それに基づき試験練りを実施して、その結果により確認する。

② 基準密度報告書

「東京都土木工事標準仕様書」4. 2. 1 (2) に基づき、参考様式—3による「基準密度報告書」により提出させ承諾する。

③ アスファルト混合物搬入舗設状況報告書

搬入車1台毎の発温度、到着温度等について、参考様式—5の「アスファルト混合物搬入舗設状況報告書」により報告を受け確認する。

④ 路面の平坦性試験結果表

「土木工事標準仕様書」4. 2. 6に基づき、仕上げ面の平坦性試験を行い、その結果について、参考様式—8の「路面の平坦性試験結果表」により報告を受け確認する。